

函 経 雇

令和4年(2022年)4月5日

報 道 機 関 各 位

函館市経済部雇用労政課長

函館市U I J ターン新規就業支援事業に係る移住支援金の
対象者要件追加について

このことについて、函館市へのU I J ターンを促進するため、東京23区
(在住者または通勤者)から函館市内に移住し、所定の要件を満たした方に移
住支援金を支給する制度を設けておりますが、令和4年4月1日より、別紙1
のとおり対象者の要件を拡充いたしました。

つきましては、市ホームページ (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020043000070/>) で制度の詳細を周知しておりますので、取材報道方よろ
しくお願いいたします。

(取材先：雇用労政課長 21-3338)

令和4年度地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）の要件拡充概要

1 移住支援金支給金額

現状：単身での移住の場合60万円、世帯での移住の場合100万円が支給される。

【新】：上記に加え、18歳未満の世帯員（申請者の配偶者を除く）を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算。

2 移住支援金事業（関係人口の場合）

【新】：移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先の市町村（函館市）が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、対象とすることができる。函館市の関係人口の対象範囲は下記のとおり。

北海道UIJターン新規就業支援事業費（移住支援金）において、本市が定める関係人口に関する要件（申請時に下記（1）および（2）の要件に該当すること）

（1）函館市に在住歴がある、または函館市内の高等学校、高等教育機関もしくは高等支援学校に通学したことがあること。

（2）次の〔就業〕または〔起業〕の要件に該当すること。

〔就業〕ア～オのいずれにも該当すること。

ア 就業先について、函館市が移住支援金の対象として函館しごとネットに掲載している求人マッチングのうえ、就業すること。

イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ウ 上記アの函館しごとネットに掲載された法人（以下「関係人口移住支援金対象法人」という。以下同じ。）に就業し、交付申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

エ 当該法人に、移住支援金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

〔起業〕ア～エのいずれにも該当すること。

ア 交付申請時に函館市内で個人事業の開業または株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特別非営利活動法人等の設立を行い、その代表者として、法人の登記または個人事業の開業の届出を函館市内で行っていること。

イ 雇用保険法第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第9条第1項の確認を受けた者を1人以上雇用していること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれに類する風俗営業（同条第1項に規定する風俗営業をいう。）でないこと。

エ 当該個人事業主、法人または法人の役員が、函館市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第6条に規定する暴力団員等または暴力団関係事業者に該当する者でないこと。